

第8期計画と第9期計画の介護保険事業費等の比較

(単位:千円)

項目	第8期	第9期	比較		増加要因等	
			増減	増減率		
介護保険事業費	①標準給付費(介護給付費等)	21,856,531	23,115,746	1,259,215	5.8%	①要介護等認定者数の自然増に伴う増 ・要介護等認定者数見込み 474人増(第8期13,776人 ⇒ 第9期14,250人) ②介護保険サービス提供に係る介護報酬改定に伴う増 ・第9期における改定率 2.04%※(第8期は、0.67%) ※第9期では、介護職員処遇改善分及び物価高騰支援分が加算される。 ③新たな介護基盤の整備に伴う増 ・介護老人福祉施設(特養)、小規模多機能型居宅介護施設、看護小規模多機能型居宅介護施設の整備
	②地域支援事業費	1,205,654	1,082,012	-123,642	-10.3%	第9期では、保険料の算定において、「その他収入額※」を控除した金額で保険料を算定することとされたため、第8期との比較において減額となっている。 ※「その他収入額」とは、介護予防支援事業所(地域包括支援センター)に支払う予防プラン作成費用で、市が地域包括支援センターへ支払う運営委託料と重複するため、保険料算定においては事業費から除外された。
	③介護保険事業費(①+②)	23,062,185	24,197,758	1,135,573	4.9%	
第1号被保険者負担分	④第1号被保険者法定負担額 (③介護保険事業費×23%)	5,304,303	5,565,484	261,181	4.9%	介護保険法では、第1号被保険者の介護保険事業費に対する法定負担割合を23%としている。
	⑤調整交付金不足(差額)額 (本則交付率5%-交付割合見込)	691,485	658,169	-33,316	-4.8%	・調整交付金は、国庫負担金25%の内5%分を用いて、市町村間の「後期高齢者比率が高いことによる給付増」と「被保険者の所得水準が低いことによる収入減」について財政調整を行う交付金で、本則交付率の5%に満たない不足(差額)分については、第1号被保険者保険料で補填する。 ・5%を基準とし、年度ごとに各市町村の状況により、交付率が決定される。 ・伊勢原市における交付率実績は、R3年度=1.33%、R4年度=1.60%、R5年度=2.08%
	⑥介護給付準備基金取崩額	470,000	220,000	-250,000	-53.2%	【取崩しによる基準保険料月額抑制額】 取崩額220,000千円/第1号被保険者(補正後)86,125人/12月 = 213円
	⑦介護保険料収納必要額 (④+⑤-⑥)	5,525,788	6,003,653	477,865	8.6%	
	⑧予定保険料収納額 (⑦÷収納見込率)	5,570,350	6,045,975	475,625	8.5%	第9期における収納見込率は、令和4年度実績を基に99.3%とした。(第8期は99.2%)
介護保険料	⑨第1号被保険者数(人) (高齢者人口数)	80,849	80,914	65	0.1%	計画期間における高齢者人口は、後期高齢者は増加する一方で、前期高齢者が減少することから微増が見込まれる。
	⑩補正後第1号被保険者数(人)(※)	84,400	86,125	1,725	2.0%	保険料段階追加・料率見直しによる補正人数の増 ・段階の追加 … 第8期保険料段階から3段階追加(国の標準段階からは2段階追加) ・料率の見直し … 階層人数の多い中間所得層の料率を軽減する一方で高所得者の料率を引き上げ
	⑪基準保険料(円)[年額] (⑧介護保険料収納必要額÷⑩補正後被保険者数)	66,000	70,200	4,200	6.4%	
	⑫基準保険料(円)[月額]	5,500	5,850	350	6.4%	⑪年額/12月

※ 補正後第1号被保険者数は保険料段階別の第1号被保険者数に各段階の料率を乗じて算出した人数の合計

[備考] 千円単位の表記のため、各年度(又は各項目)の数値の表記は千円未満の端数を四捨五入していますが、合計欄の数値は各年度(又は各項目)の千円未満の端数も含めて合算したうえで四捨五入しているため、各年度(又は各項目)の数値の合計≠合計欄の数値となっている場合があります。